

個人情報ファイル簿		
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）	令和8年9月15日	
個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院）交付台帳	
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	和歌山県精神保健福祉センター	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（精神通院）の支給認定を行うため	
記録項目	①受給者番号②氏名③性別④生年月日⑤病名⑥所得区分⑦家族状況⑧医療機関名⑨保険記号番号⑩個人番号	
記録範囲	申請者本人（法定代理人を含む）	
記録情報の収集方法	申請者本人及びその関係者並びに市町村からの提出資料	
要配慮個人情報	☒ 含まれる。 ☐ 含まれない。	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ① 総務課情報公開コーナー（総合窓口）②精神保健福祉センター	
	(所在地) ①和歌山市小松原通1-1 ②和歌山市手平2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当する。 ☒ 該当しない。	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		・ 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは、システム上にある個人情報ファイルであって、当該システムから情報を抽出するには専門技術を要するものであり、職員が行うことができないものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。 ・ 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは、紙媒体で保存されている個人情報ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。

個人情報ファイル簿		
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）	令和8年9月15日	
個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳交付台帳	
行政機関等の名称	和歌山県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	和歌山県精神保健福祉センター	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため各種支援策を講じやすくするため	
記録項目	①手帳番号②氏名③性別④生年月日⑤障害等級⑥病名⑦家族状況 ⑧医療機関名⑨個人番号	
記録範囲	申請者本人（法定代理人を含む）	
記録情報の収集方法	申請者本人及びその関係者並びに市町村からの提出資料	
要配慮個人情報	☒ 含まれる。 ☐ 含まれない。	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ① 総務課情報公開コーナー（総合窓口）②精神保健福祉センター	
	(所在地) ①和歌山市小松原通1-1 ②和歌山市手平2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	☐ 該当する。 ☒ 該当しない。	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		・ 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは、システム上にある個人情報ファイルであって、当該システムから情報を抽出するには専門技術を要するものであり、職員が行うことができないものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。 ・ 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは、紙媒体で保存されている個人情報ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。